

4 その他の事項

- ① 当スライドに記載されていないセメント品種（SFセメント、VKCセメント、MKC-Ⅲセメント、その他セメント）及び高炉スラグ微粉末等の混和材料を使用した生コンクリートの価格につきましては、特殊品扱いとなりますので、全て配合内容別に計算して価格を決定いたします。
 なお、特殊な原材料の供給状況などによっては、生コンクリートの納入に支障をきたす場合がございます。
- ② 流動化剤やその他混和材料を現場投入し、高速攪拌する場合の割増価格（混和剤材料費及び投入費は含まず）
(売上割増記号)
 配合変更を伴う場合 同強度価格 + 200 円/㎡ 「A」
 配合変更を伴わない場合 同強度価格 + 100 円/㎡ 「G」
- ③ ナイロン、ポリプロピレン、ビニロン、アクリルガラス繊維、これらに準ずる合成短繊維、スチールファイバー及び水中不分離剤、増粘剤等の混和材料を投入する場合の割増価格（材料費及び投入費は含まず）
 同強度価格 + 2,000 円/㎡ 「F」
- ※ 残コン・残水は、現場にて処理をお願いいたします。
- ④ 収縮低減剤等、(現場)投入生コンの割増価格： +@1,500円/㎡ 「X」
 (1) 収縮低減剤とは、現状、ヒビガード、ヒビダン、テトラガード等を指します。
 (2) 「残コン・残水」は全て、現場に荷卸し、処理をお願いいたします。
 (3) 収縮低減剤及び投入費用は、使用者にてご負担をお願いいたします。
- ⑤ 膨張材、防水材(剤)、その他の混和材料等は、現場支給でお願いいたします。
- ⑥ 杭及び連続壁 同強度価格 + 100 円/㎡ 「K」
- ⑦ バッチャープラント渡し 同強度価格▲ 1,000 円/㎡ 「P」
- ⑧ 半砂利コンクリート 同強度価格 + 500 円/㎡ 「HG」
- ⑨ 打ち放しコンクリート 同強度価格 + 100 円/㎡ 「U」
- ⑩ 夜間出荷（工場発 19 時～5 時）
 (1) 基準配合(18 - 18 - 20 N) 価格 定価 + 9,800 円/㎡
 ※なお出荷対応内容につきましては、別途ご相談ください。
 (2) 夜間空積割増 (単位：円/台)

1 日 1 現場当り 1 回の納入量 (㎡)	空 積 加 算 金
1 . 0	2 4 , 0 0 0
1 . 0 超 ～ 1 . 5 以下	2 1 , 0 0 0
1 . 5 超 ～ 2 . 0 以下	1 8 , 0 0 0
2 . 0 超 ～ 2 . 5 以下	1 5 , 0 0 0
2 . 5 超 ～ 3 . 0 以下	1 2 , 0 0 0
3 . 0 超 ～ 3 . 5 以下	9 , 0 0 0
3 . 5 超 ～ 4 . 0 以下	6 , 0 0 0

- ⑪ 夜間ずれ込み出荷の場合の料金

料金 = 工場発 19:00 以降の当該出荷実積数 × 夜間出荷価格

※ 昼間納入予定が現場の都合により、19:00 以降の夜間時間帯出荷にずれ込んだ場合は「生コンクリート価格スライド表」の「夜間出荷価格」を適用いたします。

⑫ 出荷予定キャンセルの場合の料金 (50 m³未満は対象外とする)

(単位:円/件)

出荷予定数量	金額
50 m ³ 以上～300 m ³ 未満	100,000
300 m ³ 以上～400 m ³ 未満	250,000
400 m ³ 以上～500 m ³ 未満	350,000
500 m ³ 以上～700 m ³ 未満	450,000
700 m ³ 以上～900 m ³ 未満	800,000
900 m ³ 以上	1,200,000

※ 前日 12:00 以降中止連絡があった場合または前日の各現場との予定確認において、雨天または強風注意報・警報でも打設決行の表明がなされ、当日になって中止となった場合は、キャンセル料が発生いたします。

※ 1 現場とは、工区別、棟別の納入工場を指し、1 工場ごとにキャンセル料の対象となります。

⑬ 祝祭日出荷特別割増料金

(単位:円/m³)

出荷数量	金額
100 m ³ 以上 ～ 200 m ³ 未満	6,500
200 m ³ 以上 ～ 300 m ³ 未満	4,000
300 m ³ 以上 ～ 400 m ³ 未満	3,300

※ 祝祭日稼働要請は 100 m³以上といたします。また、400 m³以上は別途協議といたします。

※ 祝祭日稼働に関しましては、調整管理部への該当要請日の 1 ヶ月前までに「事前届出書」のご提出をお願いいたします。

※ 祝祭日稼働につきましては、当日稼働工場が故障などにより出荷不能となった場合は、現場作業に係わる費用負担は行いませんので予めご承知ください。

祝祭日稼働対応におけるキャンセルは、事由の如何に拘わらず以下のキャンセル料が発生いたします。

(単位:円/件)

出荷予定数量	金額 A	金額 B
100 m ³ 以上 ～ 200 m ³ 未満	320,000	840,000
200 m ³ 以上 ～ 300 m ³ 未満	480,000	1,160,000
300 m ³ 以上 ～ 400 m ³ 未満	640,000	1,480,000

※ 但し、前日の 12:00 以前(月曜日が祝祭日の場合は前週の金曜日まで)中止連絡があった場合は対象外といたします。

※ 金額 A は前日の 12:00 以降 17:00 までの連絡、金額 B は前日の 17:00 以降の連絡のキャンセル料となります。

⑭ 試し練りについて

1. JIS 規格品レディーミクストコンクリートの試し練りについて

JIS 規格品の試し練りは、ご省略をお願いいたします。

やむを得ず JIS 規格品の試し練りを依頼される場合、下記の料金をご請求させていただきます。

JIS 規格品試し練り料

項 目	単 位	料 金 (円)
スランプ又はスランプフロー試験 空気量・コンクリート温度・塩化物含有量 圧縮強度用供試体作成6本	1 バッチ	25,000

適用範囲

共納工場がある場合

- (1) 1 工場、1 現場、1 配合を対象といたします。
- (2) 他の工場と重複して、同一現場、同一配合の試し練りを行った分については、有料とはいたしません。

2. 追加試験について

試し練り時の追加試験の実施については、ご省略をお願いいたします。

やむを得ず実施する場合については、下記の料金を実施工場ごとにご請求させていただきます。下記に無い試験項目を実施する場合については別途ご相談ください。

追 加 試 験 料

試 験 項 目	料 金 (円)	備 考
単位水量 注(1)	3,000	1 試験当たり
スランプ又はスランプフロー	1,000	1 試験当たり
空気量	1,000	1 試験当たり
強度試験供試体φ100(3本) 注(3)	3,000	強度試験込み
経時変化 注(2)	10,000	1時間当たり(試験は含まず)
ブリーディング	20,000	1 配合につき
沈下量	20,000	1 配合につき
凝結	20,000	1 配合につき
供試体作成費用 10×10×40(3本)	1,000	乾燥収縮、拘束膨張などの供試体作成
流動性評価試験 注(4)	1,000	各種ロート試験、L型フローなどの試験対応 1 試験当たり
細骨材泥分 注(5) 1 試料	5,000	写真撮影含む

注(1) 試験方法は当該工場が可能なものに限ります。

注(2) 練り混ぜから1時間を超えた部分については、30分単位でご請求させていただきます(試験費用は含まず)。

注(3) 曲げ強度は含まず。

注(4) 試験機器は、ご依頼者にてご準備をお願いいたします。

注(5) 1 試料 2 回測定。

3. 実機試験

実機試験については、ご省略をお願いいたします。

やむを得ず実施する場合については、下記の料金を実施工場ごとにご請求させていただきます。

実機試験料

項 目	単 位	料 金 (円)
スランプ又はスランプフロー試験 空気量・コンクリート温度・塩化物含有量 圧縮強度用供試体作成6本	1 車	(同強度価格/m ³ ×積載量) 注(1) + 20,000

注(1) ナイロン、ポリプロピレン、ビニロン、アクリル繊維、これらに準ずる合成繊維、スチールファイバー及び水中不分離剤、増粘剤等の混和材料を混入した場合は(同強度価格/m³×積載量)+ 40,000 円とさせていただきます。

なお、試験時に追加の試験項目を実施した場合には、「2. 追加試験について」に定めます試験費用を別途ご請求させていただきます。

4. 舗装コンクリートの試し練りについて

舗装コンクリートの試し練りについては別途ご相談ください。

⑮ 残コン・戻りコン 商品代相当額 + 取消料 10,000 円/m³

戻りコンとは、ご発注を頂いて生産したものの、契約取消となりアジテータ車から全く荷卸しせずに工場に持ち帰る生コンクリートを指し、残コンとは、一部しか荷卸しせずに工場に持ち帰る生コンクリートを指します。

なお、「レディーミクストコンクリート納入書」及び「当該受領書」に当協組が発行する「残コン・戻りコン確認書」のシールを貼付し、このシールに施工者ご担当者様のサインをご記入の上、「当該受領書」を工場にお戻しください。

⑯ 契約期間

- (1) 販売価格の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、当該期間中に出荷される商品全量に適用される価格を取り決めます。なお、当該有効期間の満了により当該販売価格の適用は失効するものとし、適用される価格の詳細については別途定めることといたします。

- (2) 予期することのできない法令の制定改廃または経済事情の激変等によって、個別取引条件が明らかに適当でなくなったと認められたときは、有効期間中であっても登録販売店に対しその変更を求めることができるものいたします。